

## 安全データシート (SDS)

作成日 2013年4月1日

## 1 製品及び会社情報

製品名	ロードマーキング コンクリート用プライマー 液状タイプ(1L)RM-502
会社名	新富士バーナー株式会社
・住所	〒441-0314 愛知県豊川市御津町御幸浜1号地1-3
・担当部門	資材部
・電話番号	0533-75-5000
・緊急連絡先	同上
・FAX番号	0533-75-5033
整理番号	RM-502

## 2 危険有害性の要約

## GHS分類

物理的及び化学的危険性	引火性液体	区分2
人の健康に対する有害な影響	急性毒性（経口）	区分外
	急性毒性（経皮）	区分外
	急性毒性（吸入：ガス）	分類できない
	急性毒性（吸入：蒸気）	区分外
	急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）	区分できない
	皮膚腐食性・刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	区分外
	生殖細胞変異原性	区分2
	発がん性	区分1A
	生殖毒性	区分1A
	特定標的臓器・全身毒性（単回暴露）	区分1
	特定標的臓器・全身毒性（反復暴露）	区分1, 区分2
	吸引性呼吸器有害性	分類対象外
環境に対する有害性	水生環境慢性有害性（急性）	区分3
	水生環境慢性有害性（慢性）	分類できない

絵表示又はシンボル				
-----------	--	--	--	---

注意喚起	危険
危険有害性情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常に燃えやすい液体で、蒸気が滞留すると爆発の恐れあり。</li> <li>飲み込むと健康に有害のおそれあり</li> <li>吸入すると健康に有害あり</li> <li>皮膚刺激あり</li> <li>重篤な眼への刺激あり</li> <li>生殖能または胎児への悪影響のおそれあり</li> <li>臓器の障害(全身毒性、視覚器、神経系、中枢神経系)</li> <li>呼吸器への刺激のおそれ、眠気またはめまいのおそれあり</li> <li>長期または反復暴露による臓器の障害(腎臓、肝臓、神経系、中枢神経系、視覚器)</li> </ul>

注意書き 予防策：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用前に取扱説明書を入手すること。</li> <li>・全ての安全注意を読み、理解するまで取り扱わないこと。</li> <li>・容器を密閉しておくこと。</li> <li>・熱、火花、裸火、高温のような着火源から遠ざけること・禁煙のこと。</li> <li>・防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。</li> <li>・静電気放電に対する予防措置を講ずること。</li> <li>・容器および受器を接地すること。</li> <li>・火災を発生しない工具を使用すること。</li> <li>・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。</li> <li>・屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。</li> <li>・保護手袋および保護眼鏡、保護面を着用すること。</li> <li>・必要に応じて個人用保護具を使用すること。</li> <li>・粉塵、ヒューム、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。</li> <li>・取扱い後はよく手を洗うこと。</li> <li>・環境への放出を避けること。</li> </ul>
応急措置： 吸入した場合： 眼に入った場合： 皮膚（または髪）に付着した場合：  暴露または暴露の懸念がある場合：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</li> <li>・水で数分間注意深く洗うこと。</li> <li>・直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。</li> <li>・皮膚をシャワーで洗うこと。</li> <li>・皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てをうけること。</li> <li>・医師の診断、手当てを受けること。</li> </ul>
保管：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器を密閉して、直射日光を避け、換気のよい冷暗所に保管すること。</li> <li>・施錠して保管すること。子供の手の届かない場所に保管すること。</li> </ul>
廃棄：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容物、容器を国、都道府県、市町村の規制に従い適正に廃棄すること。</li> </ul>

### 3 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区分	混合物
化学名又は一般名	エースライン AF 3 ダストップ

成分名	含有量 (%)	CAS番号	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)
アクリル樹脂 (固形分)	20~30%	非公開	非公開
トルエン	35~45%	108-88-3	3-2
キシレン	10~20%	1330-20-7	3-3
エチルベンゼン	10~20%	100-41-4	3-28
酢酸ブチル	1~10%	123-86-4	2-731
フタル酸ジブチル	1~10%	84-74-2	3-1303

### 4 応急処置

吸入した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に暖かく安静にすること。</li> <li>・呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにすること。</li> <li>・直ちに医師の手当てを受けること</li> </ul>
皮膚に付着した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染された衣類を取り除くこと。</li> <li>・付着物を布にて素早く拭き取る。</li> <li>・大量の水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと</li> <li>・外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。</li> <li>・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。</li> </ul>
目に入った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。</li> <li>・次にコンタクトレンズを着用していて容易にはずせる場合は外すこと。</li> <li>・まぶたの裏まで完全に洗うこと。</li> <li>・直ちに医師に連絡すること。</li> </ul>
飲み込んだ場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。</li> <li>・嘔吐物は飲み込まないこと。</li> <li>・医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。</li> </ul>

## 5 火災時の措置

消火剤	・炭酸ガス、粉末消火器、泡消火器、設備的に可能であれば水噴霧も可。
使ってはならない消火剤	・水（棒状水、高圧水）
特定の消火方法	・可燃性のものを周囲から素早く取り除く。 ・指定の消化剤を使用する。 ・高温にさらされる密封容器は、水をかけて冷却する。
消火を行なう者の保護	・適切な保護具（耐熱性着衣など）を着用する。 ・消火活動は、風上から行う。

## 6 漏出時の措置

関係法規に準拠して作業する。

人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	・作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)着用する。 ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。 ・付近の着火源・高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。 ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
環境に対する注意事項	・土壌に浸透させてはならない。 ・河川への排出等により、環境への影響を起ささないように注意する。
除去方法封じ込め及び浄化の方法・機材	・漏出物は、密封できる容器に回収し、安全な場所に移す。 ・付着物・廃棄物などは、関係法規に基づいて処置すること。

## 7 取扱い及び保管上の注意

関係法規に準拠して作業する。

取り扱い上の技術的対策・注意事項	・換気の良い場所で取り扱うこと。 ・密閉された場所における作業は、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。 ・容器はその都度密栓する。 ・周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。 ・作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。 ・静電気対策のため、装置は接地し、電気機器類は防爆型（安全増型）を使用する。 ・工具は火花防止型のものを使用する。 ・スプレーダストや製品が付着した布、紙、ローラーなどが積み重なると自然発火する恐れがあるので、廃棄するまで水に漬けておくこと ・皮膚、粘膜、または着衣に触れたり、目に入らぬよう保護具を着用する。 ・取扱後は必ずうがい、手洗い、洗顔を行い、休憩所等に手袋等の汚染保護具は持ち込まない。 ・過去にアレルギー症状を経験している人は取り扱わないこと
保管上の技術的対策・注意事項	・日光の直射を避けて保管する。 ・通風のよいところに保管する。 ・火気、熱源から遠ざけて保管する。

## 8 暴露防止及び保護措置

管理濃度 許容濃度

成分名	管理濃度	日本産業衛生学会 (2004)	ACGIH TW A (2006)	
トルエン	50 p p m	50 p p m	50 p p m	
キシレン	50 p p m	50 p p m	100 p p m	
エチルベンゼン	50 p p m	100 p p m	100 p p m	
酢酸ブチル	150 p p m	100 p p m	150 p p m	
フタル酸ジブチル	—	—	5 m g / m <sup>3</sup>	

注) TWA：時間荷重平均値（8時間／

設備対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱い設備は防爆型を使用する。</li> <li>・室内の取扱いは排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。</li> <li>・液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースを設置する。</li> <li>・取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれないようにする。</li> <li>・屋内塗装作業の場合には、自動塗装機等を使用する等作業者が直接暴露から避けられるような設備とする。</li> </ul>
保護具	
・呼吸器用の保護具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機ガス用防毒マスクを着用する。</li> <li>・密閉された場所では送気マスクを着用する。</li> </ul>
・手の保護具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。</li> </ul>
・目の保護具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱には保護眼鏡を着用する。</li> </ul>
・皮膚及び身体の保護具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱う場合には、皮膚を直接曝させないような衣類をつける。又、薬品が浸透しない材質であることが望ましい。</li> </ul>

## 9 物理的及び化学的性質

物理的状态	
・形状	液体
・色	透明
・臭い	有機溶剤臭（製品）
・pH	該当しない（製品）
物理学的状態が変化する特定の温度／温度範囲	
・融点、凝固点	該当しない
・沸点、初留点及び沸騰範囲	110.6℃(トルエン)、138～144℃(キシレン)、126.1℃(酢酸 <sup>7</sup> 珩)
・引火点	5. 0℃（製品）
・燃焼又は爆発範囲	1. 1～7. 0 vol%（製品）
・蒸気圧	49Pa(トルエン：30℃)、650～870Pa(キシレン：20℃)、1660Pa(酢酸 <sup>7</sup> 珩：25℃)
・蒸気密度（空気1に対して）	トルエン=3.14, キシレン=3.7, 酢酸 <sup>7</sup> 珩=4.0
・密度	0.90～0.95 g / c <sup>3</sup> (製品)
・溶解度	水に不溶
・n-オクタール／水分配係数（log know）	トルエン=2.69
・分解温度	情報無し

## 10 安定性及び反応性

安定性	常温付近で反応しない。
危険有害反応可能性	特に無し
避けるべき条件	特に無し
混触危険物質	着火源を避ける。
危険有害な分解生成物	燃焼により低分子モノマーなどの有害なガスが発生する。
その他の危険性情報	特に無し

## 11 有害性情報

急性毒性	トルエン	キシレン	1,1,1-トリクロロエタン	酢酸ブチル	7-フルオロブチル
経口マウス LD50 (ppm/4h)	—	2,119	—	390	4.25 g <sub>m</sub> ・4h
ラット LD50 (mg/kg)	636	4,300	3,500	6,000	—
吸入ラット LC50 (ppm/4h)	4,000	5,000	4,000	10,800	7,499
経皮ウサギ LD50 (g/kg)	>14.1	>14.1	—	>17.6	20mg/kg
皮膚刺激性ラット (mg/24h) Draize test	中等度	中等度	—	中等度	—
眼刺激性ラット (mg/24h) Draize test	重度	重度	—	重度	—
局所効果	トルエン、キシレンはいずれも刺激性がある。 皮膚に付着すると発赤、皮膚炎を起こすことがある。 眼に入ると激しい痛みを生じ、措置が遅れると結膜炎や角膜損傷を起こす。				
慢性毒性	長期間接触すると皮膚の脱脂や皮膚炎を起こすことがある。 トルエン、キシレンは長期間吸入すると中枢神経系に対して影響を与え、学習能力を低下させることがある。				
生殖毒性	トルエン、キシレンは動物実験において生殖及び発育に毒性影響を及ぼすことが示されている。				
がん原性	IRAC；グループ3（ヒトに対する発がん性については分類できない）＝トルエン、キシレン ACGIH；A4発ガンに分類できない（トルエン、キシレン）				
感作性	人に感作を生じさせる恐れがあり、健康障害防止のために作業環境管理、保護具の着用、定期健康診断等の労働衛生上の処置をとる必要がある。				

## 12 環境影響情報

分解性	トルエン、キシレンは化審法既存化学物質の安全点検において良分解性と判定されている。
生殖毒性	トルエン、キシレンは環境に有害な場合があり、特に魚類、甲殻類に注意が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>魚(ブルーギル)：LC50 96h 40mg/L(キシレン)</li> <li>魚(ブルーギル)：LC50 96h 200mg/L(酢酸ブチル)</li> <li>ミジンコ：LC50 96h 44mg (酢酸ブチル)</li> <li>甲殻類：LC50 96h 12ppm(キシレン)</li> <li>藻類：LC50 48h 320ppm(酢酸ブチル)</li> </ul>
土壌中の移動性	情報無し

## 13 廃棄上の注意

この製品及び容器・包装材は安全な方法で廃棄しなければならない。

残余廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別管理産業廃棄物(廃油)に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。</li> <li>廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約（マニフェスト）をして処理する。</li> <li>容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。</li> <li>廃水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。</li> <li>廃塗料などを焼却処理する場合には、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量づつ焼却する。または焼却炉の火室へ噴霧し、焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。</li> </ul>
汚染容器及び包装	<ul style="list-style-type: none"> <li>空容器は内容物を完全に除去してから処分する。</li> <li>許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理すること。</li> </ul>
内部処理の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令に従って、残余廃棄物、製品の梱包材を廃棄処理する。</li> <li>法的規制に適合した設備と方法で焼却処理を行う。</li> <li>焼却条件によっては有毒ガスが発生する可能性があるため、除害装置のある焼却炉を使用する。</li> </ul>
外部委託処理の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物処理業者と委託契約を結び、廃棄の内容を明確にして処理を委託する。</li> </ul>

## 14 輸送上の注意

取り扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。

容器にもれのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。

国内規則	<p>国連分類：1263 国連番号：クラス3（引火性液体）PG-II          &lt;陸上輸送&gt; 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められる運送方法に従うこと。          荷送り人は運送者に運搬注意書（イエローカード）を交付する。          &lt;海上輸送&gt; 船舶安全法の定めるところに従うこと。          &lt;航空輸送&gt; 航空法の定めるところに従うこと。</p>
------	--

## 15 適用法令

消防法	第4類第一石油類（非水溶性）
労働安全衛生法	<p>名称表示：トルエン、キシレン、酢酸ブチル、エチルベンゼン          通知対象：トルエン、キシレン、エチルベンゼン          有機溶剤予防則（第2種有機溶剤）：トルエン、キシレン、酢酸ブチル          特化則：第2類 エチルベンゼン          鉛中毒予防規則：該当しない</p>
毒物及び劇物取締法	劇物：トルエン、キシレン（製品としては該当しない）
化学物質排出把握管理促進法（PRTR）	トルエン（1-300）含有量39%，キシレン（1-80）含有量14%，エチルベンゼン（1-53）含有量14%，フタル酸ジブチル（1-354）含有量1.6%
悪臭防止法	規制物質：トルエン、キシレン
大気汚染防止法	<p>有害大気汚染物質：トルエン、キシレン、酢酸ブチル          要監視項目物質：アセトン</p>
水質汚濁防止法	要監視項目：トルエン、キシレン
下水道法	該当しない
水道法	該当しない
海洋汚染防止法	C類物質等：トルエン、キシレン，X類：フタル酸ジブチル，Y類物質：酢酸ブチル
船舶安全法	引火性液体類：トルエン、キシレン、酢酸ブチル
港則法	引火性液体類：トルエン、キシレン、酢酸ブチル
航空法	引火性液体：トルエン、キシレン、酢酸ブチル

## 16 その他の情報

引用文献	<p>国際化学物質安全性カード(ICSC)日本語版第4集(化学工業日報社2000年)          国際化学物質安全性カード(ICSC)日本語版第3集(化学工業日報社1998年)          Registry of Toxic Effects of Chemical Substances.(NIOSH CD-ROM DB 2006)          化学物質の発がん性評価とその分類基準(第6版)(JETOC 2005年)          EU危険な物質のリスト(第7版)(JETOC 2005年)          化審法化学物質(第6版)(化学工業日報社2006年)          既存化学物質安全性点検データ集(化学物質評価研究機構2005年)</p>
その他	<p>1. このデータシートは、製品に関する情報提供を目的とした物であって、その記載内容に関し、弊社が売主その他の立場で保証責任を負うものではありません。</p> <p>2. このデータシートは、作成日又は改訂日までに弊社が入手した情報に基づいて作成しておりますが、記載内容は新しい知見又は法規制の変更等により予告なく改訂される事があります。</p> <p>3. このデータシートは通常想定される保管方法及び取扱いの方法の範囲における情報提供です。したがって、特殊な保管又は取扱いを行う場合は、その保管又は取扱いに適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。</p> <p>4. 本製品の貴社の用途に対する法規制、適合性及び安全性については、弊社では確認しておりませんので、調査又は試験により確認の上、ご利用下さい。</p> <p>5. 貴社において本製品を輸出される場合には、外国為替及び外国貿易法等輸出関連法規を遵守の上、輸出して下さい。</p>